

【 手術 】

529 経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー（一般用）（冠動脈慢性完全閉塞等）の算定について

《令和7年4月30日》

○ 取扱い

- ① 冠動脈慢性完全閉塞に対する経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー（一般用）の算定は、原則として認められる。
- ② 次の検査等に対する経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー（一般用）の算定は、原則として認められない。
 - (1) D206「1」右心カテーテル又は「2」左心カテーテル時
 - (2) K599 植込型除細動器移植術時
 - (3) 閉塞性動脈硬化症
 - (4) 透析シャント狭窄時

○ 取扱いを作成した根拠等

経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤーは、厚生労働省通知※において「経皮的冠動脈形成術（P T C A）用カテーテル等を冠動脈狭窄部位に誘導するガイドワイヤーである」と示されている。

冠動脈慢性完全閉塞病変は冠動脈が完全に閉塞している状態であり、P C Iを行う上で当該材料は経皮的冠動脈形成術（P T C A）用カテーテル等を冠動脈狭窄部位に誘導する過程で必要なものである。

以上のことから、①の冠動脈慢性完全閉塞に対する経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤー（一般用）の算定は原則として認められると判断した。

一方、②の検査等においては、通常、経皮的冠動脈形成術（P T C A）用カテーテル等を含め当該ガイドワイヤーは使用されない。

以上のことから、②の検査等に対する当該ガイドワイヤーの算定は原則として認められないと判断した。

（※）特定保険医療材料の定義について